

商事判例研究

早稲田大学商法研究会

四〇 手形行為または原因契約の取消と害意ある所持人への対抗等（吹原産業手形詐欺事件関係三判決）

昭和六二年六月二二日東京地裁民事第七部で判決された三つの事件（*）。

第一の事件Ⅱ昭和四三年（手ワ）第五三一七号、昭和五〇年（ワ）第七〇一九八号約束手形金請求事件（通常移行、独立当事者参加）。株式会社森脇文庫による株式会社間組への手形金請求および株式会社セントラルアパルトメントによる手形金請求他の事件（判例時報一二三八号三三頁）。参加原告の請求一部認容（控訴）。

第二の事件Ⅱ昭和四三年（手ワ）第五三一四号約束手形金請求事件（通常移行）。株式会社森脇文庫による東洋製糖株式会社への手形金請求事件（判例時報一二三八号四五頁）。請求棄却（控訴）。

第三の事件Ⅱ昭和四三年（ワ）第一〇四八七号約束手形金請求事件（異議申立）。株式会社森脇文庫による三井不動産株式会社（旧商号朝日土地興業株式会社）への手形金請求事件（判例時報一二三八号五七頁）。請求棄却（控訴）。

* 本三件は昭和四〇年頃に起こったかなり有名な手形詐欺事件（いわゆる吹原事件）に関連した紛争である。吹原産業代表取締役吹原弘宣は、昭和三九年から昭和四〇年初めにかけて、朝日土地や間組といった一部上場の大企業から手形・小切手等を「騙取」し、世間を騒然とさせた。事件を契機に当時国務大臣をつとめていた自民党の幹部が失脚するなど波紋をひろげた事件でもあった。事件発覚とともに、吹原の背後には、金融のベテランである森脇文庫代表取締役森脇将光がいたことが判明し、吹原・森脇ともに

四〇 手形行為または原因契約の取消と害意ある所持人への対抗等

逮捕され、刑事訴追をうけている。刑事事件では、第一審（昭和四六年一月二〇日東京地方裁判所判決）で吹原と森脇の共謀による詐欺が認められた。しかし、昭和五一年一〇月二日の東京高裁判決で吹原の単独犯行とされ、森脇については藤山、間組、三愛・市村関係で贓物故買罪のみの成立が認められた。したがって、朝日土地、東洋製糖関係については森脇は無罪とされ、この判断が昭和五五年最高裁で確定した。

本件の民事訴訟は（刑事事件の決着後に審理が持ち越されたため長期事件となったが）、森脇文庫による手形金請求、およびこの森脇から贖本上に期限後裏書を受けた株式会社セントラルアパルトメントによる手形金請求の事件である。

〔事実および判旨〕 株式会社森脇文庫（以下 X_1 と称する）は、株式会社間組（以下 Y_1 ）、東洋製糖株式会社（以下 Y_2 ）、朝日土地株式会社（以下 Y_3 ）のそれぞれに対する手形金の支払を求めて手形訴訟を提起、 Y_3 に対しては手形判決を得ているので、異議訴訟となっており、対 Y_1 、対 Y_2 の請求は通常移行事件である。 Y_1 に対する訴訟では、 X_1 の主張する手形六通のうち四通が株式会社セントラルアパルトメント（以下 X_2 ）に贖本による期限後裏書で譲渡されており、参加原告となった X_2 は、手形上の権利が自己に属することの確認を X_1 および Y_1 に、原本の引渡請求を X_1 に、それを条件とした手形金支払を Y_1 に、それぞれ求めている。

以下事実関係も錯綜しているので三つの事件を別々に紹介する。

《第一の事件》

〔判決〕

- ①原告 X_1 による被告 Y_1 への手形金（九億円）請求 \parallel 請求棄却。
- ②参加原告 X_2 による、 Y_2 及び X_1 への、 X_2 が手形権利者たることの確認請求 \parallel 請求却下。
- ③ X_2 による、 X_1 への手形原本引渡請求 \parallel 請求認容。
- ④ X_2 による、 Y_1 への手形金（六億円）請求 \parallel 請求一部（五〇〇〇万円）認容。

〔事実〕

- 一 訴外吹原産業株式会社（以下Aとする）代表取締役吹原弘宣は、原告 X_1 に対する多額の借財の返済のため被告 Y_1 から

手形を騙取しようと考え、昭和三九年一月八日頃、「銀行に枠をもって利用しないと枠を減らされるので、Aの名義で融資を受けてほしい。その銀行にAの単名手形を差入れ、利息日歩二銭一厘で一〇億円を借り、これをY₁に日歩二銭三厘でお貸しする。そのためには担保として指図禁止文句のある手形を預ける必要があるので、手形を預かりたい。Aの団地造成工事のY₁による請負を仮装し、その前渡資金の名目で貸し付けることにする。期間は二年、手形は六か月ごとに書き換える。融資金は本年一月十九日に五億円、来年一月末日に五億円を、それぞれ振り込んでおくから」という約束のもと、Y₁から約束手形七通（合計金額一〇億円）を交付させ、他に裏書しない旨の念書を差し入れた。

二 Aの同代表取締役は、同日、X₁に当該手形の割引を依頼したところ、指図禁止文句があることを理由に断られたため、翌九日、再度被告Y₁に赴き「銀行から言われたので指図禁止の記載を取るように」と懇願、指図禁止文句のない、約束手形七通計一〇億円と差し替えさせた。このうち満期が昭和四〇年六月五日であるものが本件手形「1」～「3」であり、その余は昭和四〇年四月に満期が到来するものとされている。かくして、X₁は昭和三九年一月九日頃、Aから持ち込まれた本件手形七通の割引に応じ、その裏書譲渡を受けた。

三 その七通のうち昭和四〇年四月を満期とする四通は、満期を迎える直前に、Y₁が一通を一億円で回収、三通はX₁による支払呈示を恐れてやむなく書換に応じ、満期を昭和四〇年七月に到来するものとした（手形目録参照。書き換えられた新手形が本件手形「4」～「6」）。この書換に際してはX₁代表取締役森脇が同席し、Y₁の代理人をして、「手形の履行をY₁が責任保証する」旨の念書に署名させていた。

四 原告X₁は昭和四三年一月二日参加人X₂に対し、本件手形「3」～「6」をその謄本（当時、右原本は森脇に対する詐欺被告事件のため東京地方裁判所に押収されていた）に裏書をなして譲渡し、X₂は現にこれを所持している。この譲渡は、X₁代表森脇の刑事事件の弁護人である朴弁護士が仲介しており、この際、森脇の詐欺についての認識が他の民事事件、刑事事件で争われているなどの危険を考慮にいれて対価は五〇〇〇万円とし、X₁の担保責任・遡求義務を契約書で免除している。

五 Y₁は昭和五八年五月一日付内容証明郵便でAに対し、本件手形振出の原因となったY₁・A間の「融通契約」を、Aによる詐欺を理由に民法九六条一項により取消す旨の意思表示をなし、右は翌二日Aに到達。

手形目録

（約束手形）

- [1] Ⅱ金額一億五、〇〇〇万円、満期昭和四〇年六月五日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所第一銀行、振出日昭和三九年二月八日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
- [2] Ⅱ金額一億五、〇〇〇万円、満期昭和四〇年六月五日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所第一銀行、振出日昭和三九年二月八日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
- [3] Ⅱ金額一億円、満期昭和四〇年六月五日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所第一銀行、振出日昭和三九年二月八日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
- [4] Ⅱ金額一億円、満期昭和四〇年七月六日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所三和銀行、振出日昭和四〇年四月五日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
- [5] Ⅱ金額一億五、〇〇〇万円、満期昭和四〇年七月八日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所協和銀行、振出日昭和四〇年四月五日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
- [6] Ⅱ金額一億五、〇〇〇万円、満期昭和四〇年七月八日、支払地東京都千代田区、振出地東京都港区、支払場所協和銀行、振出日昭和四〇年四月五日、振出人被告、受取人兼第一裏書人A（被裏書人欄白地）
（各第一裏書人欄にはいずれも支払拒絶証書作成義務免除の記載がある）。

〔判旨〕

- 一 X₁のY₁に対する請求（①）について
 - 1 「融通契約」違反に基づく害意の抗弁について
- YとAとの間の合意に違反してAはX₁に手形を割り引かせたが、「融通契約の内容として、Aが自己の資金をもって銀行への返済を余儀なくされた場合に限り本件手形上の権利を行使しうるという制限があったと認めるに足る証拠はない」ので、「融通契約違反」に基づく害意の抗弁は理由がない。

2 詐取に基づく害意の抗弁について

「Aは昭和三七年頃から、X₁に接触し、多数回（昭和四〇年四月ころまでに数百回）にわたってA名義で政治資金あるいはA団地の造成資金の名目で多額の資金借入を行うようになった。…Aは、昭和三八年秋頃からX₁に対する返済を渋滞するようになり、これに対しX₁は、Aが利息などの返済を渋滞すると、これを元本として新たな貸付を起すという方法をとったため、貸付元本および利息金の支払額はより増加していき、昭和三九年五月頃には、X₁の計算によればX₁からの借入が元利合計で金三〇数億円にも達した。昭和三九年当時：Aは資金難に陥っており、A「の代表取締役」は資金獲得に狂奔していた事が認められこれに反する証拠はない。…金融業者としての長い経験を有するX₁の代表者としては、Aの資力状態…を常に調査するのは当然であるところ、…昭和三八年秋頃からAは利息の支払を渋滞するようになり、他方で盛んに他人振出手形をX₁方に持ち込むようになったというのである。…たとえA「の代表取締役」が自己の資産状態について誇大なことを述べていたとしても、「金融業者としての」経験の深いX₁の代表者はAの前記逼迫した資金状態について当然認識していたとするのが合理的である。」

他方本件手形は東証一部上場のY₁が振出した巨額の、しかも（はじめに持ち込まれた時点では）指図禁止文句のある稀な手形であるのに調査を怠ったのみならず、Aからの額面合計一〇億の手形の割引依頼に一億円の対価しか提供していない。

そればかりかAの代表取締役による一連の手形詐欺事件（後掲第三事件）で、X₁の代表者はAの代表取締役に対し、指図禁止文句を削除するよう指示し、さらに詐取手形が銀行で割り引かれたように手形面上に工作することを示唆していた（押一〇号について」の部分参照）。

以上の事情から、「X₁の代表取締役」は本件各手形をAから取得するときに、既にAが右手形を詐取してきたのではないかと疑うに足る十分な知識と情報を得ていたにも拘らず、常識では理解しがたいほどに敢えて確認行為を怠っており、しかもそれを合理的に説明しうるような事情は存しないのであるから、X₁「の代表取締役」は、本件各手形取得当時、右手形がAによって詐取されたものであること及び右行為が将来被告の利益を害することを認識していたものと判断するのが相当である」。

二 X₂のX₁に対する請求について（②、③）

四〇 手形行為または原因契約の取消と害意ある所持人への對抗等

請求原因事実（本件手形のうち四通の謄本上における拒絶証書作成期間経過後の裏書）には争いがないので、原本引渡請求は理由がある。権利確認の訴は訴の利益を欠くので不適法とする。

三 X₂のY₁に対する請求について（②、④）

1 請求原因について Yの本件手形振出、支払拒絶、謄本に裏書譲渡のされた事実、X₂がこれを所持していること、譲渡の当時原本が裁判所に押収されていた事実には争いが無い。確認の訴は訴の利益を欠き不適法である。

2 害意の抗弁について 手形法二〇条によれば支払拒絶証書作成期間経過後のいわゆる期限後裏書は指名債権譲渡と同一の効力のみを有するのであるから、本件手形「3」～「6」の謄本上になされた期限後裏書によって手形を取得した参加原告は抗弁制限の利益を受けない。

3 手形書換による抗弁権の消滅について

X₂は、本件手形書換がY₁における旧債務の承認であり、新 hand 形において抗弁権は消滅したと主張する。しかし、本件手形「書換当時の状況によれば、被告「Y₁」は：満期日に至って予想外にも高利金融業者であるX₁の代表取締役の手に手形が所持されていることを知って驚愕し、これに対する本格的な対応策を講ずる間もなく、とりあえず支払期日の延期を目的として右書換に応じたものと推認できる。：旧手形振出の原因関係とは無関係に新たに債務を承認したものと認められない」したがって旧手形の抗弁が新 hand 形によって消滅するものではない。

4 公序良俗違反の抗弁について

Y₁の主張によれば、X₂の代理人がAの代表取締役の刑事事件の弁護人である地位を利用してこれを恫喝し、贓物性の強いこの手形を双方代理によって譲渡せしめたものであるというが、証拠に照らして本件手形のX₂への譲渡は公序良俗に反するものとはいえない。

5 取消権時効の再抗弁について

被告Y₁は本件手形振出の原因関係の取消を主張するが、X₂は取消権時効を援用している。裁判所はこの再抗弁を認めた。被告Y₁は、昭和四〇年五月二六日にAの代表取締役を詐欺罪で告訴しているので、この当時Y₁は取消事由が存することを知らなかったと推認すべきで、この時期から五年の経過によって詐欺にもとづく取消権は時効消滅しておりX₂による再抗弁は理

由がある。

6 権利濫用の主張について

X₂は、X₁代表森脇將光の刑事告訴・本件手形詐取事件を知らながら印紙代も出せない状態にある同人にかわって取立るために（参加被告Y₁主張のように、X₂が本件手形を別訴におけるY₁に対する相殺の抗弁に供しようとして事情を知らながら買収したものであるかは定かでないが）五〇〇〇万円を手形を買取った。この際、X₁の担保責任・遡求義務を契約書で免除している。

以上の事情から、X₂は本件手形「3」→「6」の取得当時、「右手形がAの代表取締役の詐欺により振り出されたものであること及びX₁代表取締役が右A代表取締役の詐取の事実を知りながら本件各手形上の権利の実現には殆ど期待を抱いていなかったと推認すべきである。…それにも拘らず、いかに額面金額に比して相対的に低額とはいえ金五〇〇〇万円という多額な代金を払って手形を譲り受けたというのは、通常の手形取引では考えられないことであって、右手形譲受の主たる目的が、Y₁との間の別訴を有利に運ぶためか否かは定かでないにしても、少なくとも本来の手形上の権利の実現とは別のところにある」と判断せざるを得ない。（したがって出捐額である五〇〇〇万円相当部分についてのみ請求を認容）。

《第二の事件》

〔判決〕

原告X₁による被告Y₂への手形金（五億円）請求は請求棄却。

〔事実および判旨〕

（詐取に基づく害意の抗弁について）

一 Aによる本件手形の詐取 Aは、昭和三十九年一月六日頃、被告Y₂を訪れ、三和銀行にある融資枠を利用してやるとしてY₂を誤信させ、「Aの枠によって」五億円を、日歩二銭四厘・二年間で貸付けるとし、A振出の約束手形（額面五億円）の交付と引き換えにY₂振出の約束手形一〇通（合計五億円）、Y₂会社部長の宅地建物の権利証、委任状、印鑑証明書などを詐

四〇 手形行為または原因契約の取消と害意ある所持人への對抗等

取した。同月九日頃、「不動産の担保価値が銀行により三億円にしか評価されなかった」ことを理由にAはY₁に上記手形のうち四通（二億円分）を返還（そのうち約束手形「A」→「F」は返還せず）。

Aは、昭和三九年一月一日頃三菱銀行にも枠を作ったので担保のために二億円の約束手形、見せ手形として二億円の小切手（「G」、「H」の二通）を交付するようともめ、A代表吹原の偽造した訴外黒金代議士振出の二億円の小切手と引き換えてに詐取。

二 X₁は割引によって本件手形及び小切手「A」→「F」を取得した（昭和三九年一月七日頃）。

三 本件手形への書換 Y₂はX₂による取立を恐れ、Aとの間で、上記約束手形「A」→「E」をそれぞれ別の約束手形五通に（昭和四〇年二月八日頃）、追って約束手形「F」も別の約束手形一通に（昭和四〇年四月二日頃）、小切手「G」、「H」を約束手形一通に（昭和四〇年四月二日）それぞれ書換えた。Y₂は昭和四〇年一月中旬頃、手形が市中に流れている疑念をもったが、一度に多額の手形が取り立てられることを避けるべく二月八日の書換に応じた。二月中旬には、銀行に預けられているはずの手形が市中金融業者であるX₁に保管されていることを確認して驚き、弁護士を通じてAおよびX₁と交渉していたが、取り立てに回すと言われてやむなく四月二日の書換に応じた。その後Y₁は手形について交渉がまとまるまで書換・満期訂正に應じていた（本件手形「I」→「7」七通は、約束手形「A」→「F」および小切手「G」、「H」を書き換えた上記の各手形について更に満期のみを延期した書替手形である）。Y₁が本件書換前の旧手形とその書換手形は実質的に全く別物として振り出す旨の意思表示をした等の特段の事情の存在は認められない。

四 取消しの意思表示 Y₂は、A代表吹原及びAに対して「本件手形振出（すなわち右振出の原因となったAとの間の融通契約）をAによる詐欺を理由に民法九六条一項により取り消す旨の意思表示をなし」昭和六〇年一月二八日にAの代表取締役、二九日にAに到達した。

五 原告の害意 X₁は金融に関する知識経験の豊富な者であり、Aが資金難に陥ってX₁への返還を渋滞させ、金策に狂奔しつつあるのを知っているにもかかわらず、返済の渋滞した部分を元本に新たに貸付を起こしてその債務額を増加させていた。X₁はAの資金状態をよく認識しており、かつAからの額面合計三億円の手形の割引依頼に一億八三〇〇万円しか交付していない。X₁は本件手形小切手を取得する際にそれらが「いわゆる融通のために振り出されたことを推測しており、しか

もAが到底右手形および小切手の振出人に対して正当な融資金を交付し、あるいは将来決済する能力がないことを知りながら敢えて本件手形および小切手を取得した。本件手形は東証一部上場のY₂が振出した、しかも巨額の手形であったにもかかわらず調査を怠り、X₁はこれを取得した。Aによる一連の手形詐欺事件（後掲第三事件）でX₁がAに対し、詐取手形が銀行で割引かれたように手形面上に工作することを示唆していた等の事情（押一〇号について）の部分参照）から、X₁は「特段の事情がないかぎり被告（Y₂）振出手形および小切手の割引に関与した最初から」本件手形が騙取手形であることを認識していた。

手形目録

（約束手形）

〔A〕Ⅱ金額三五〇〇万円、満期昭和四〇年二月一八日、支払地東京都中央区、振出地同右、支払場所第一銀行兜町支店、振出日昭和三九年一月六日、振出人被告、受取人兼第一裏書人吹原産業株式会社、被裏書人欄（白地）

〔B〕Ⅱ支払場所住友銀行八重州通支店、以下〔A〕に同じ

〔C〕Ⅱ金額四五〇〇万円、以下〔A〕に同じ

〔D〕Ⅱ支払地東京都江東区、支払場所協和銀行亀戸支店、以下〔C〕に同じ

〔E〕Ⅱ金額六五〇〇万円、満期昭和四〇年三月五日、以下〔B〕に同じ

〔F〕Ⅱ金額七五〇〇万円、満期昭和四〇年三月二〇日、支払地東京都中央区、振出地同右、支払場所住友銀行八重州通支店、以下〔A〕に同じ

（小切手）

〔G〕Ⅱ金額一億円、支払地東京都江東区、振出地東京都中央区、支払場所協和銀行亀戸支店、振出日昭和三九年一月二〇日、振出人被告、持参人私式

〔H〕Ⅱ金額一億円、支払地東京都中央区、振出地同右、支払場所勧業銀行茅場町支店、振出日昭和三九年一月二〇日、振出人被告、持参人私式

〔約束手形（延期手形として）〕

〔1〕 金額三五〇〇万円、満期昭和四〇年六月一〇日、支払地東京都中央区、振出地同右支払場所第一銀行兜町支店、振出日昭和四〇年二月八日、振出人被告、受取人兼第一裏書人吹原産業株式会社、被裏書人欄（白地）

〔2〕 支払場所住友銀行八重州通支店、以下〔1〕に同じ

〔3〕 金額四五〇〇万円、満期昭和四〇年六月二〇日、以下〔1〕に同じ

〔4〕 支払地東京都江東区、支払場所協和銀行亀戸支店、以下〔3〕に同じ

〔5〕 金額六五〇〇万円、満期昭和四〇年六月三〇日、以下〔2〕に同じ

〔6〕 金額七五〇〇万円、満期昭和四〇年六月一七日、支払地東京都中央区、振出地同右、支払場所勧業銀行茅場町支店、振出日昭和四〇年四月二日、以下〔1〕に同じ

〔7〕 金額二億円、以下〔6〕に同じ

〔各手形の裏書人欄にはいずれも拒絶証書作成義務免除の記載がある〕。

《第三の事件》

〔判決〕

原告X¹による被告Y³への手形金請求（一億円） 請求棄却、手形判決取消。

（原告は昭和四三年九月五日に東京地方裁判所で手形判決を得ているが、被告がこれに異議を申し立てていた。原告は左記本件手形の手形金一億円の支払を求めている。）。

〔事実および判旨〕

一 昭和三九年八月頃、AはX³代表者に対し、「銀行に一〇億円の融資枠をもっているので利用して貰いたい。半金は銀行利息で二年間貴社に融資し残りは当方で使う」と述べるなどして同八月二十七日頃約束手形四通（八億円）および担保物としての株券等を詐取した。

二 昭和三十九年九月一日頃、右記各手形四通はAの申出により書換えられている。そのうち一通「1」は、「2」および「3」に書換えられた。その後昭和四〇年三月九日および同五月一日にそれぞれX₁・Y₃間でこの手形の満期を変更している。三月九日の書換に際してはX₁の代表者が、Aの代表者とともにY₃を訪れ「今後、書き換えたY₃振出手形の取り扱いは、Y₃のX₁に対する直接取引に置き換えて貰いたい」旨要請し、Y₃はこれを容れ、右書換に応じている。

「これは右に認定したように本件書換前の旧手形の裏書人であったAを書換手形では省略し、Y₃からX₁への直接振出手形としたという点にのみ意味があるというべきであつて、Y₃が本件書換前の旧手形とその書換手形は実質的に全く別物として振り出す旨の特段の意思表示をしたと見るべき証拠は本件全記録を精査しても全くないというべきである」。

三 Y₃は、Aに対してなした、「2」および「3」の手形の各手形振出行為はAの代表者の詐欺に基づくものであるとしてこれを取消す旨の意思表示をなし、右は昭和五十七年九月一七日に到達した。

四 ①昭和三十九年八月当時、AはX₁に多額の負債を負っていた。②Aの代表者は、本件以外に手形詐取を行っていた。③昭和三十九年九月、X₁はAから融資を依頼され、本件手形を含む詐取手形の割引に応じ、または貸付の担保として詐取手形を預かっていた。④その割引金等をX₁は自己のAに対する債権の決済に充當させていた。⑤X₁代表者は「手形の振出などについての確認行為を一切行わず」にこれを取得していた。

五 Y₃は「融資期限を過ぎた昭和三十九年一〇月初旬頃になつても、融資がなかなか実行されず、またAの代表取締役が騙取された約束手形が当初のAとの間の『銀行で割り引くだけ』という約束と異なり市中に回っていることを知り」手形・株券の返還を求めた。Aの代表取締役は他の騙取小切手をX₁に割引かせ、その割引金のうち一億六〇〇〇万円をY₃との間で東京銀行本店扱いの日銀小切手と交換し、この日銀小切手と交換にX₁から手形と株券を返してもらつてこれをY₃に返還することにした。

六 X₁は遅くとも昭和三十九年九月一日には手形騙取の事実を知っていた。右四の③に際して作成された書面（押一〇号）の作成動機はX₁において、AをしてY₃に対して右手形が銀行で割り引かれたかのように仮装させることになつたと認められるのが相当である。したがつてX₁は遅くとも昭和三十九年九月一日の本件書換前の旧手形の割引取得時まではこれが騙取手形であることを認識していた。

七 以上のことからX₁は「手形法一七条但書所定の悪意の手形所持人に該当し、右手形の手形交換手形である本件手形についても、X₁は、Y₃がAに対して有する詐欺による手形振出の取消の抗弁を受けるものというべきである」。

手形目録

（約束手形）

〔1〕「手形金額一億二八〇〇万円、満期昭和四〇年二月二七日、振出日白地、支払場所株式会社埼玉銀行日本橋支店、振出人被告、受取人白地

〔2〕（本件手形、「1」の手形交換手形）「手形金額一億円、満期昭和四〇年三月一日（その後「昭和四〇年五月六日」に変更、更にその後「昭和四〇年七月四日」に変更）、振出日昭和四〇年五月六日、支払場所株式会社埼玉銀行日本橋支店、振出人被告、受取人原告

〔3〕（「1」の手形交換手形）「手形金額二八〇〇万円、満期昭和四〇年三月一日、振出日白地、支払場所株式会社埼玉銀行日本橋支店、振出人被告、受取人白地

（典拠の判時一二三八号には第三の事件についてのみ手形目録の記載がないので、判決理由中の記述から推測し、評者が作成した）。

〔評釈〕 判旨の理由づけに疑問。X₂の請求を退けた部分につき判旨に反対。

これら三つの判決は一見同様の事件に見えるが、よく読むと大きな違いがあることがわかる。さらには、「詐欺」という認定を含む本件事実関係がどのような私法上の意義を有するのか検討の余地がある。裁判所は三件に共通して「X₁の代表取締役は害意ある取得者である」という理由づけをしているが、これは手形法一七条にいう「債務者ヲ害スルコトヲ知」っていた者、という意味なのであろうか。そうだとすれば、「振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対ス

ル人的關係ニ基ク抗弁」とはこの場合に何を指すのか。つまり、当事者間の抗弁事由は何であつたか。

本件三つの事件を圖式化するならば、第一・第二の事件については、こうである。約束手形の振出人Yが、受取人Aによる詐取行為を知りまたはこれを唆して行わせた所持人Xからの手形金請求を拒み、受取人Aとの間の原因契約を取消して（取消権は時効にかかっている）、取消の意思表示以前に、しかし取消すべき事情を知つて手形を取得したXを、手形法一七条にいう「債務者を害することを知」っている手形取得者であるとして抗弁した事案である。第三の事件は、約束手形振出人Yが、受取人Aによる詐取行為を知りまたはこれを唆して行わせた所持人Xからの手形金請求を拒み、手形行為自体を取消して（取消権は時効にかかっている）、取消の意思表示以前に、しかし取消すべき事情を知つて手形を取得したXに抗弁した事件である。ただし三件の手形はみな書替を経過している。もつとも、このように事案を極度に簡略化して述べることは、手形書替の問題を無視したものであり不正確のそしりを免れないので、行論のなかでより正確に論ずることとする。

そこで、あらかじめ論点を示しておけば、

①第一・第二の事件は旧手形の原因契約の取消に関する問題であるのに対して、第三の事件は旧手形の手形行為そのものの取消であること、

②第一の事件では、Xにより取消権時効が主張されていること。これが、裁判所が「権利濫用」に頼らざるを得ない理由であること（原告から取消権時効を主張されれば被告はまったく取消を主張できないはずである。しかし他方、Aは当初、それぞれの被告との間に金銭消費貸借の予約ともいふべき合意をおこなっており、その合意にもとづいてなされるはずの融資がなかなか実行されず、履行遲滞になつていた）、

③すべての事件について、手形は書き換えられており、そのうち第一・第二の事件では手形当事者の変更はなく、満期のみの変更であるが、第三の事件では、はじめ受取人をAとした手形であったのが書替後はX₁を受取人として手形行為が行われていること、

となる。以下順番に論じる。

1 本件における「詐欺取消」とは

手形を「詐取」「騙取」されたという被告は、それぞれに取消の意思表示をしたと主張している。それは何を取り消したというのであろうか。自己の手形金支払義務を免れるべく、何らかの法律行為の効力を「無」に帰せしめようとしてそれを主張していたということだけは間違いないであろう。

第一・第二の事件の被告は「手形振出の原因関係たる融通契約（*）を取消した」としており、第三の事件の被告は「手形振出」そのものを取消すと明示的に主張している。——ちなみに裁判所は第二の事件につき、「被告は、：内容証明郵便をもって、本件手形振出（すなわち、右振出の原因となったAとの間の融通契約）をAによる詐欺を理由に民法九六条一項により取り消す旨の意思表示をなし」との認定をしている（判時二二三八号五二頁三段目参照、傍点引用者）が、「振出」とその「原因」とは別物であることに注意を払われない——。取り消されたのが手形行為か原因契約であるかは、どちらでもよいという問題ではない。この両者の差異は、原因契約の取消だけであるならば当事者間での人的関係にもとづく抗弁事由とその所持人への對抗という問題となり、手形行為の取消であるならば当事者間で手形債務そのものが無に帰し、その第三者への對抗の可否の問題になる、という点にある。さらに問題なのは、本三件においては手形が書替られている点である（後述）。旧手形において原因関係にもとづく抗弁が對抗されている場

合にそれがなゆえ新手形に受け継がれるのかについての困難な説明(実質的同一性説)を要するのに対し、旧手形がまさに無効である場合にはそのような説明を必要とせず、新手形の原因に当たる旧手形の無効を原因関係欠缺の抗弁として理解すれば足るからである。

* この「融通契約」という表現も正確とはいえない。むしろ「融資契約」と呼ぶべきである。その内容は、金銭消費貸借の予約である。

手形行為への民法の意思表示規定の適用について「錯誤・強迫により手形債務を負担する具体的な意思がなかったと主張しても、手形債務自体を否定することはできない：もつともこのような具体的意思がない場合には、これを知っていた相手方に対しては権利行使を拒むことができるがそれは一般の悪意の抗弁による」(鈴木竹雄・手形法・小切手法、一九五七、一三九頁)とする学説も有力である。この立場は「手形行為が成立するためには、それが手形であることを認識し又は認識すべくして、その上に署名したことを要するとともに、それをもって足りる」(同右)という特殊な手形行為観を前提とする。しかし、伝統的にはこのような立場は承認されてこなかった。「手形制度は、商取引の必要が生んだきわめて巧妙な手段である。しかしそれがいかに技術的と称せられようと、一つの社会現象であり、当事者の意思活動によって動かされるものであり、意思関係を生ぜしめるものであることに変わりはない。それは私法上の制度として、手形に特有の私法たる手形法の規制を受け、また手形法に特別の規定をなすことを要しないところでは一般私法の規制を受ける」(小橋一郎手形行為論、一九六四、二頁)のである。したがって、民法の規定を手形行為に適用する立場が本当に正しくないのかどうかから検討をはじめるといふべきものであろう。ただしここでは紙幅に余裕もないので、本件に関連する範囲での議論にとどめる。

詐欺によって手形行為をなした者はこれを取り消すことができる。手形流通のためにこの原理自体を修正しようとする考え方もあるが、民法が第三者保護の規定を置いている以上「そのままこれを手形行為の場合に適用してよい」（大森・新版手形法小切手法講義、一九七四、四六頁）のである。

手形流通保護の観点から、その政策目的の許す場合にのみ、詐欺取消も「人的抗弁事由である」、との説明がなされるが、取消が原因関係にかかわるものであればそういえる。しかし、詐欺・強迫が手形行為自体に関する場合と手形行為の原因関係に関する場合とがありうることに注意すべきである（小橋・新版手形法小切手法講義、一九八二、五六頁）。したがって、①手形行為のみを取り消しうる場合（強迫され、何等の原因関係なしに手形署名を強要された場合などがこれにあたる）、②原因行為のみを取り消しうる場合、③双方を取り消しうる場合（本件はこれにあたる）の三つの場合が、理論上は考えられるのである。意思表示の瑕疵を「人的抗弁と解す」べきか否かという間に答えるには、原因関係上の瑕疵を指しているのか、手形行為自体の瑕疵を指しているのか、を区別する必要がある。

ちなみに、既存債務の支払に代えて手形行為がおこなわれた場合に手形行為が取り消されたとすれば、新債務の不成立は旧債務の消滅を来たさなという民法の更改の原則にしたがい、原因関係上の義務が復活する。

原因契約の取消は、手形債務の設定という一定金額の支払約束または出捐行為にとって原因の欠缺を招来せしむる事情といえるから、いちおう手形法一七条の「人的関係にもとづく抗弁」（その性質が不当利得による履行拒絶権の発生かどうかはさておくとしても）に含めることができるといえる。他方、手形行為そのものの取消がおこなわれる場合には、通例これを「人的抗弁」という範疇に包括できるとは考えられない。なぜならば人的関係にもとづく抗弁とは、有効な手形行為の存立を前提にしつつ、特定の当事者間で認められた履行拒絶権のことを指していると理解されてい

るからである。

【参考】最高裁第二小法廷判決昭和二五年二月一〇日（民集四卷二号二三頁）

〔事実〕 被告Y（振出人）は、訴外Lから「見せ手形」として使いたいから、という口実で本件約束手形一通を振出交付したが、Lは訴外Mにこれを割り引かせ、Mは自己を受取人として補充したのち訴外N銀行に裏書譲渡した。満期にいたり、N銀行は支払呈示したが不渡りのため、これをMに戻裏書し、買い戻させた。Mはさらにこれを期限後裏書でXに譲渡し、XはYに手形金請求をするにいたった。Xは本件約束手形が「見せ手形」であることを知らない善意者である。Yは手形を詐取されたのであって「真実の振出行為存せず」として争ったが、請求認容。控訴審では振出行為の存在は認定され、詐取の事実を所持人が知っていたことは認められず控訴棄却。詐取された振出人は手形上の義務を負わないはずだとして上告。

〔判旨〕 上告棄却。「手形を詐取された事実があつても、そのような事由は悪意の手形取得者に対する人的抗弁となるに止まり善意の手形取得者に対しては上告人（振出人）は手形上の義務を免れることは出来ない」「本件手形の受取人（訴外）Mが悪意であつたことは原審で振出人の全然主張立証しないところであるからMは善意の取得者と認むべきであり、Mから本件手形の裏書譲渡を受けた被上告人（所持人）が善意であることは原審の確定しているところであるから、上告人は被上告人に対し本件手形上の義務を負担しているものと云うべきである」。

右の判決において、被告（控訴人・上告人）の手形行為は、誰を相手方としておこなわれたものなのであろうか。手形上受取人の記載は訴外Mであるが、これはおそらくY・L間では受取人白地手形が振出されたといふことを意味するものと推測される。この場合、手形行為の当事者（あくまで実質関係の当事者とは別）の決定は、受取人の記載が必ず要的記載事項である以上、手形上の受取人の記載によって決すべきものと仮定しよう。

そうすると次に問題なのは、ここにいう「手形を不法に詐取された場合」（上告理由）に手形上の義務を免れるといふのは、手形行為の取消の話か、それとも原因関係上の取消のことなのかである。

手形行為であるとすれば、その相手方は訴外Mであつて詐欺をはたらいた訴外Lではない。したがつて、前掲判示理由中「受取人（訴外）Mが悪意であつたことは」という部分の「悪意」といふのは民法九六条二項における第三者による詐欺について、相手方が「其事実ヲ知りタル」ことを示すのであろう。そして同条三項にいう「善意ノ第三者」に該当するのが原告（被控訴人・被告X）だといふ意味であらうと解される。

しかし、そうであるなら、わざわざ「人的抗弁となるに止まり」などというまぎらわしい表現はしなかつたであらう。私見によれば、これは原因契約たる「見せ手形契約」の詐欺取消の事案だったのである（*）（だとすれば、当然手形行為と民法の意思表示の規定の適用の問題に關するこの最高裁判決の先例性は皆無である）。すると、この原因契約の当事者は被告Yと訴外Lであるから、受取人や所持人は民法九六条三項にいう「善意ノ第三者」となる。だから、この種の抗弁は、所持人に「債務者を害する」つもりがなくても、たまたま取消事由を認識していれば取消をもつて對抗されてしまうわけである。しかし幸い、訴外Mも所持人Xも悪意が認定されなかつたので、結論は上告棄却になつたのである。

もつとも、取消の意思表示について裁判所の認識が不明なことだけは注意しておきたい。振出人は原審（大阪高判昭和三年九月七日）で、「振出行為の不存在」を申立てているだけで、取消の意思表示を行ったかどうか述べていない。取消の意思表示がどの時点においてもなされていなしとしたならば、第三者の善意悪意を待つまでもなく請求認容になるはずであるから、その点で、われわれはこの判決を先例として扱うことには慎重でなければならない。

ちなみに、東京高判昭和五四年一二月二四日(判時九五五号一三頁)はやはり「見せ手形」詐取の(しかも白地手形の)事案である。高利貸である所持人は自己に融資を申し込んできた者を教唆して手形を詐取せしめた事実が認定されている。「しかして、手形行為の詐欺による取消は、民法九六条第一項、第三項により、当事者のほか悪意の第三取得者に対してその取消を對抗することができるものである」として請求を棄却している。この理由づけは、手形行為についても民法が、少なくとも詐欺についてはそのまま適用されるということを意味するのである。

* 「見せ手形」は融通手形と類似するが、厳密には区別しておく必要がある。すなわち、取引上信用を誘示する目的で、手形の外觀を有する文書を作成し、それを見せるだけ、という合意(見せ手形契約)を原因関係とする心裡留保または虚偽表示の手形行為である。流通させないという原因上の合意にかかわらず第三取得者が現れた場合には、心裡留保であることをその者が知りうべきときでなければ権利行使を拒めない。

なお、双方を取り消しうる場合において(本件吹原事件はそのように解せられるであろう)、問題になるのが手形行為の取消か原因関係の取消かということは、さきにも述べたようにまさに取消権者がどちらの取消の意思表示をしたかという事実によって決まるものであって、裁判所による法解釈の問題ではないと思われる。

2 取消権の時効について、および当事者間の抗弁事由について

取消権の時効がX₁の代理人によって主張されたらどうか。第一の事件で、参加人が「再抗弁」として取消権の時効を主張した。裁判所はこの「抗弁には理由がある」と応答している。しかしX₁は取消権時効を主張していないので、三件すべてにおいて敗訴している。ということは、取消権の時効がX₁の代理人によって主張されていたなら、少なくともX₂に譲渡しなかった三億円については——それが書替前の回収を失念した手形

であること、すなわち Y_1 がAに対しては更改済の人的抗弁を對抗し得、これについて X_1 の害意が証明されれば、 X_2 も同様に支払を拒まれるような手形であることをとりあえず置いておくとするば——実際に満期以降に原因関係の取消がなくても害意の抗弁がありうるという立場をとらないかぎり、請求を認容していたにちがいない。この場合に、被告振出人がとりうる防御策はあるだろうか。第一に、三つの事件に共通していえることであるが、取消権の時効で法律関係は確定してしまうので、たとえAの代表者が詐欺のつもりで締結したものであるとはいえ、融資契約は有効である。そこで $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ は、Aによる融資契約（金銭消費貸借の予約）の債務不履行を理由にこれを解除したならば支払を拒みうるはずである（原因関係欠缺の抗弁）。第二に、それがなされていなくても、たとえば第一の事件においては、約束手形「1」→「3」は、「4」→「6」に書き換えられていて、前者は回収されていない旧手形である。書替契約の当事者間では担保に供する意思で旧手形を回収しなかったとしても、新手形で権利行使がされる以上、旧手形は「手残り手形」である。 X_1 が書替についての認識・取得時の行動が、債務者への害意に十分なものと認定されれば X_1 は手形「1」→「3」の支払を拒まれ、手形「3」を期限後裏書で取得した X_2 も同様な抗弁を對抗されることになり、「4」→「6」についてのみ請求が認容されることになる。

書替については後に述べることにして、ここでは取消権について検討する。

取消権時効は X_1 によって主張されていないので、われわれは X_1 の請求に関するかぎり取消があるものとして議論を出発させなければならない。そこで問題なのは、 $Y \cdot A$ 間においてどのような事由が請求を拒む理由となり得るか。 X_1 の害意とは何についての認識か、という点である。この場合、原因関係についての取消と手形行為そのものの取消とは X_1 の悪意の認定についても差異が生じる。手形法一七条の害意者と民法九六条三項の悪意者とは、

後者の場合「抗弁對抗の確実性の予測」まで証明する必要がない点で異なるのである。

もつとも、取り消しすべき原因関係と悪意の抗弁の関係について次のような見解を取れば、實際上両者の差異は小さくなるであらう。

「取消原因の存することを知らず、これを害することを知りたる者と解釋し得るのは、取消原因を知る以上後の取消を豫想することが常態だからである。…従て、或は論ぜられるであらう如く、債務者に於て取消を為したること又はその意思を有したること等を必要とせず、債務者は第十七条に基き支拂を拒むことができ、たゞ、反對に、取消權を行使せざるべき特別の事情ある場合を例外とすべきではないか」(竹田省「騙取手形と悪意の抗弁」民商法雜誌二二卷一九頁以下、大審院第二民事部・昭和一九年六月二三日判決の評釈)。

この見解に対しては、次のような分析がおこなわれている。「裏書の本質を債權讓渡とみる限り、讓受人は前者の抗弁をそのまま承継すると見るべきであらう。しからばここでの抗弁は、原因關係を取消することによって手形の支払を拒みうるという性質のものであるから、原因關係を取消することによって始めて、悪意の讓受人に対して支払を拒みうるものと考ええる」(河本一郎「手形法における悪意の抗弁」民商法雜誌三二卷四号五三頁)。

しかし、私見は後説に賛成である。けだし、民法の原則によれば、取り消されなかつた意思表示は、瑕疵があつても、そのまま有効なものとして確定するからである。

たとえば、悪意の第三取得者が取消權の存在を認識していたことのみを理由に請求を拒まれた場合で(しかも未だ取消權は行使されておらず)、仮に取り消すべき(約束手形の振出)行為の直接の相手方(受取人、裏書人)がその第三取得者からの遡求に應じていたとすれば、この直接の相手方は取り消すべき行為をおこなつた者への再遡求權の行使

を認められるのであろうか、それとも認められないのであろうか。

原則通り考えるならば、取消権が行使されず意思表示が有効なものとして確定した旨をこの直接の相手方が主張したならば、請求を認めうるようにも思われる（ここでは原因関係上の抗弁は捨象して考える）。これに対し、右の前説にしたがえば、悪意ゆえに請求を拒まれる第三所持人からその抗弁を受けうる地位を承継したと考えれば、この再遡求権者も同様の抗弁を對抗されることになる。

ところで、この場合の直接の相手方が悪意者になった時点とはいつかといえば、初めに手形を受け取った時点である。してみると、右の学説によれば、この直接の相手方が誰にも手形を裏書せずに請求し、かつ表意者によつて取消権が行使されていない場合でも、悪意の抗弁が對抗されると考えるのが一貫しているのではないか。しかし、そうだとすると、取り消しうべき手形行為の取り扱いは、民法の定める原則と大きく隔たってしまうことになりはしないか。

さらにまた、「取消権を行使せざるべき特別の事情」とは何であらうか。本件との関係でいえば、取消権時効はそれにあたるのであろうか。

なお、付言しておく、第一の事件における参加人X₂の請求について、裁判所は権利の濫用であるとしたが、右でものべたように、取消権の時効をX₂が主張した以上、請求を認容するのが原則であらう。右に紹介した学説によれば、取消権の存在を取得時に知っていたことが悪意だというのだから、その後取消権が消滅しようと関係ないかもしれないが、裁判所はこの立場をとらなかつた。だから、X₂の手形金請求のうち「3」を除く、四億円の請求を拒むことは原理的に不可能であつたはずである。そこでやむを得ず権利の濫用という理由を採用したのであるが、

その判断、利益衡量自体が疑問である。X₂がX₁より本件手形の謄本上の裏書により手形を譲り受けた対価の出捐額を超える額が権利濫用であるというのならば、X₂がはじめから四億円得手形を買取っていた場合にはY₁は四億円を支払わなければならないことになるからである。手形上の権利は幾らで買われたかによってではなく、幾らにつき債務を負うかという署名者の意思によってその大きさが決まるはずのものである。

3 書替と人的抗弁の継承

新手形による請求についてX₁が害意の抗弁を対抗されるのは、書替前の旧手形の取得に際して、X₁の代表者が融資契約の詐欺取消を予想し得、すでに害意の抗弁の成立の要件事実としては原因関係の取消を待つのみであることが認められているのを前提にしていることである。ここで問題になるのが、旧手形に人的抗弁が「付着」している場合にはそれがなげえ新手形に受け継がれるのかについての説明である。たとえば、同一性説という説明がある。「書替契約における当事者の意思は通常旧手形債務と新手形債務とが実質上同一であることにあると考えるので、反対の明白な特約がない限り、旧手形債務に付着している担保や人的抗弁は、新手形債務につき存続すると解する」(田中川村・新版手形・小切手法、一九八八、二六六頁、傍点引用者)。

しかし手形の書替は、それが別の証券の交付であると定義されるかぎり、単なる延期、満期の訂正というものは異なり、新たな手形行為である。経済的に「同一」であることと、法律的に同一性を持つこととは一応区別しなければならぬ。ここで手形書替の法的性質につき若干考察しておく必要がある。

手形の書替の性質についてはさまざまな議論がある。ここでは、旧手形が回収される場合に問題を限定する。判例は古くはこれを更改とし、支払延期の手段としてのみ行われるときこれを延期手形として区別したが、その後書

替による記載変更の程度によって判断するようになる。しかし、大隅Ⅱ河本・註釈手形法・小切手法、一九七七、四五一頁によれば、「戦後に現れた判例は、…従来の判例とは異なり、むしろ旧手形が回収される場合は、原則として更改ないし代物弁済が生ずるものと解する趣旨かと思われる」ようである。

代物弁済説からの批判として、手形書替を更改とする構成は、わが民法五一三条の規定が更改を有因契約として、いることと矛盾するという指摘がある。すなわち、既存債務の支払に代えてであれ手形の振出は無因行為であるからである。それでも、民法五一三条二項自体が既存債務の履行に代えて為替手形を発行する場合を挙げている点からすれば、更改説をとるほうがむしろ自然であろう。わが民法における「更改によって消滅すべき（旧）債務が存在しないときは、更改は無効であり、新債務も発生しない」（林Ⅱ石田Ⅱ高木・債権総論改訂版、一九八二、三三八頁）という原則を、①手形債務を新債務とする場合には旧債務の不存在という原因関係にもとづく抗弁の對抗が認められる法理を示しているものと考え、無因的更改の観念を認めるか、②原因の牽連を有する当事者間では手形行為は有因であり、第三者との関係における手形行為による債務負担は無因の指図引受であるとすると手形理論によって、更改と手形振出が矛盾しないと説明することも不可能ではないであろう。とくに、旧債務の担保が手形債務にも継承されることを説明するのにわざわざ「五一三条を類推」する代物弁済説よりは合理的であるはずである。

結局、旧手形債務上の人的抗弁は、新手形債務が旧手形債務自体ではなく人的抗弁の對抗される旧手形債務を負担しているという法律関係を原因として発生していることによって、新手形債務自体に関する原因関係にもとづく抗弁になるのである。（*）。

* 「新手形上の債務負担についての直接の causa は一応旧手形債務であると考えられる。したがって旧手形債務その

ものが欠缺している場合はもちろん causa の欠缺をもたらすことになる。しかし、第一に、旧手形債務についていわゆる原因関係にもとづく抗弁が認められる場合に、はたしてそれが新し手形について causa の欠缺をもたらすか（本件第一および第二事件の場合―引用者）、第二にさらに、手形の書替が旧手形授受の直接の当事者でない債務者と債権者との間でなされ、しかもその間にいわゆる悪意の抗弁が對抗されている場合にそれが新し手形について causa の欠缺をもたらすか、ということはやや問題であろう（本件第三事件の場合―引用者）。これらは、結局、原因関係にもとづく抗弁あるいは悪意の抗弁の性質そのものが問題であるということになるであろう。ドイツ民法はその八一三条一項に『請求権の主張が永久に排除される抗弁が請求権に對抗している場合には』それによってなされた給付の不当利得返還請求権を認めており、そのような規定のないわが国においても同様に解することができるからである」（木内宜彦「手形の原因関係と手形抗弁」法学新報八〇巻二二号一三頁）。

このような構成を認めてもなお問題であるのは、本件では取消事由があるというのみで、当事者間ではいまだ原因関係の取消にもとづく抗弁が発生していない段階で書替がなされているという点である。書替を更改とするならば、少なくとも吹原を相手方として書替を行った第一・第二の事件では、民法二二五条の法定追認があったことになり、取消もできなくなるのではないか（もっとも「異議を留めた」（同条但書）ものと認められるべき事情があればそうではないが）。

第三の事件についても裁判所の法令解釈には疑問な点がある。Y₃はX₁を直接相手にして、X₁を手形の受取人として、書替を行っている（第三者への既存債務を causa として手形債務が成立する場合もあるのである）。手形当事者は当然 Y₃ 対 X₁ なのである。そして、直接の当事者なのに権利行使を阻むことにつきなぜ手形法一七条但書が根拠になっているのか。あるとすれば、むしろ直接的な関係にもとづく抗弁そのものではないのか。

（柴崎 暁）